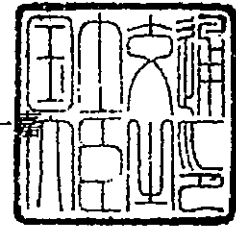


認 定 書

国住指第 416 号
令和 2 年 8 月 31 日

早川ゴム株式会社
代表取締役社長 横田 幸治 様

国土交通大臣 赤羽



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 62 条並びに同法施行令第 136 条の 2 の 2 第一号及び第二号（防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
DR-1911-1
2. 認定をした構造方法等の名称
塩化ビニル系樹脂シート・ポリエチレン系樹脂フィルム融着ガラス繊維織物・ポリスチレンフォーム板・野地板 [木質系ボード又は木質系セメント板] 表張/支持部材 [木製又は鋼製] 屋根
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。